

群馬県文化振興指針について

1 策定の趣旨

文化の優れた価値を認識し、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を図り、郷土への誇りと愛着を深め、群馬らしい文化の高揚を目指すため、群馬県文化基本条例を制定（平成24年4月1日施行）した。

群馬県文化振興指針は、文化行政の目指すべき方向を示す同条例の各規定を踏まえ、文化の振興に関し、総合的かつ効果的な推進を図る基本的な施策を示すために策定したものである。

2 計画の位置付け

群馬県文化基本条例第5条第1項に基づき、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針として策定するものであり、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」（平成23年度～平成27年度）の個別計画である。

3 指針の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

4 目指すべき文化行政の方向性

【基本理念】

心豊かな文化にあふれた活力ある「文化県群馬」の実現を目指し、先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる

【基本目標（基本的な文化振興施策）】

- 1 自主性、創造性及び多様性の尊重
- 2 県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備
 - (1) 芸術文化等の振興
 - (2) 文化活動の充実
 - (3) 文化施設における鑑賞機会の充実
 - (4) 県民が文化活動を行う場の提供
- 3 文化の継承及び発展を担う人材・団体の育成
 - (1) 次世代を担う子どもたちの育成
 - (2) 文化活動を行う者の育成等
 - (3) 文化団体の育成等
 - (4) 文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等
 - (5) 顕彰制度の充実
- 4 文化資産の保存及び活用
 - (1) 伝統文化の保存等
 - (2) 文化財等及び歴史的な文書等の保存等
 - (3) 世界遺産等の登録等
 - (4) 地域の文化資産の活用
 - (5) 文化資産を活かしたまちづくり
- 5 情報の発信及び文化交流の促進
 - (1) 文化に関する情報の収集や発信
 - (2) 文化を通じた地域間交流や国際交流の推進
- 6 県民の文化活動への支援体制の充実
 - (1) 文化活動に係る研究教育機関等の充実
 - (2) 文化活動に対する企業等の支援の促進
 - (3) 多様な主体との連携による支援体制の整備
 - (4) 県の支援体制の充実